

岩手基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領	岩手県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要領
<p>[沿革] 平成20年3月24日農建第503号制定 平成24年5月21日農建第109号一部改正 平成25年3月18日農振第575号一部改正 平成25年11月27日農建第329号一部改正 平成27年7月7日農建第145号一部改正 令和2年3月30日農建第531号一部改正</p>	<p>[沿革] 平成20年3月24日農建第503号制定 平成24年5月21日農建第109号一部改正 平成25年3月18日農振第575号一部改正 平成25年11月27日農建第329号一部改正 平成27年7月7日農建第145号一部改正 令和2年3月30日農建第531号一部改正 令和3年11月30日農建第468号一部改正 <u>令和4年3月24日農建第651号一部改正</u></p>
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1 基幹水利施設ストックマネジメント事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）（以下「交付要綱等」という。）によるほか、この要領（以下「県要領」という。）に定めるところによるものとする。</p>	<p>第1 基幹水利施設ストックマネジメント事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）、<u>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）及び水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）</u>（以下「交付要綱等」という。）によるほか、この要領（以下「県要領」という。）に定めるところによるものとする。</p>
2 [略]	2 [略]
第2～第17 [略]	第2～第17 [略]
<p>附 則 この要領は、平成20年3月24日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年5月21日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年3月18日から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成20年3月24日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成24年5月21日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年3月18日から適用する。</p>

<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から適用する。</p> <p>2 平成 25 年度における機能保全計画策定申請書及び事業計画書の提出期限は、第 2 の規定にかかわらず、平成 25 年 11 月末までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から適用する。</p> <p>2 平成 25 年度における機能保全計画策定申請書及び事業計画書の提出期限は、第 2 の規定にかかわらず、平成 25 年 11 月末までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p>
---	---